

2025年10月28日

各 位

会社名 株式会社アドバンテスト

代表者名 代表取締役兼経営執行役員社長 Group COO

津久井 幸一

(コード番号 6857 東証プライム)

執行役員 Co-CHO & Co-CCO

吉本 康志

(TEL: 03-3214-7500)

# 事後交付型譲渡制限付株式ユニット制度に基づく自己株式の処分に関するお知らせ

問合せ先

当社は、2025年10月28日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分(以下「本自己株式処分」または「処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1)	払	込	期	日	2025年11月27日
(2)	処分する株式の種				当社普通株式 2,416 株
	類	おし	てび	数	当任音通休式
(3)	処	分	価	額	1 株につき 18, 195 円
(4)	処	分	総	額	43, 959, 120 円
(5)	処分先およびその				
	人数ならびに処分				当社の海外関係会社の従業員(退職者) 4名 2,416株
	株	式	$\mathcal{O}$	数	
(6)	そ	0	)	他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出
					しております。

#### 2. 処分の目的および理由

当社は、2021年5月21日開催の当社の取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)、取締役を兼務しない執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役(社外取締役を除く。)および従業員(以下「譲渡制限付株式報酬制度対象者」と総称します。)に対する当社および当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度対象者を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。また、2024年6月28日開催の第82回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対して、年額10億円以内の金銭債権を支給し、年40万株以内の当社の普通株式を発行または処分すること等につき、ご承認をいただいております。

譲渡制限付株式報酬制度対象者が譲渡制限付株式の割当てを受ける時点で非居住者である場合、居住国における法令順守の必要性や税制上の不利益を回避する目的で、上記の譲渡制限付株式報酬制度に代えて、事後交付型譲渡制限付株式ユニット制度(以下「本制度」といいます。)を適用し、また、この場合であっても、当社の普通株式の発行または処分のタイミング以外の条件については上記の譲渡制限付株式報酬制度と同様の条件で運用します。なお、2024年6月28日開催の第82回定時株主総会において、本制度について、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対して、上記の譲渡制限付株式報酬制度に定める報酬額および普通株式の総数の枠内で運用すること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

## 【本制度の概要等】

本制度の対象者は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける本制度の対象者に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、本制度の対象者が対象期間中に正当な事由により退職した場合、対象期間中の在籍期間分につき、期間按分した数の当社の普通株式を割り当てることとしています。本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である当社の海外関係会社の従業員(退職者) 4名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。

### 3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づき支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。払込金額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年10月27日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である18,195円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以上